

ぴあハウス運営規程

平成 28 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款第 15 条に規定するぴあハウス（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業（以下「サービス」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定めるとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は、利用者が地域において共同し自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、その利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 15 項に規定する事業を営むべき住居をいう。以下同じ。）において入浴、食事等の支援、相談その他日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所は、事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 事業者は、前 2 項に規定するもののほか、関係法令等を遵守してサービスの提供を図るものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 ぴあハウス
- (2) 所在地 千葉県旭市西足洗 562 の 56

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者 1 人 従業員、業務その他の管理を一元的に行う。
- (2) サービス管理責任者 1 人 利用者の事業利用計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業者との連絡調整等他の事業者に対する技術的な指導及び助言を行う。
- (3) 世話人 1 人以上 利用者に対して食事の提供、生活上の相談等日常生活の適切な援助を

行う。

(4) 生活支援員1人以上 利用者に対して食事、入浴、買物等の支援を行う。

(入居定員)

第5条 事業所の入居定員は、4人とする。

(対象者)

第6条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、精神障害者とする。

(事業の内容)

第7条 事業所において行うサービスの内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供
- (3) 健康管理及び金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 関係機関との連絡調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (8) 食事、入浴、排泄等の介護
- (9) 一時的に体験利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスの提供

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、サービスを提供したときは、利用者からそのサービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を伴わないサービスを提供したときは、利用者からそのサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 次の各号に掲げる費用については、その各号に定めるとおりとし、第1号に掲げる費用については、当月分を前月上旬に、第2号から第4号に掲げる費用については、当月分を翌月上旬に請求書を付して現金で徴収するものとする。

- (1) 賃借料 月額21,500円
- (2) 光熱水費（電気、水道、ガス及び灯油代） 実費使用金額を入居者数で除した金額
- (3) 日用品費 月額2,000円
- (4) 食材費 1食460円
- (5) 体験利用に係る費用
ア 1泊夕食付き 1,760円

| | |
|--------|-------|
| イ 日帰り | 980 円 |
| ウ 夕飯代金 | 460 円 |

- 4 事業所は、利用者の入居に当たっては、敷金 21,500 円を預かるものとする。
- 5 事業所は、前各項に規定する費用の支払いを受けたときは、その費用に係る領収書を利用者に交付するものとする。
- 6 事業所は、第 3 項に規定する費用についてあらかじめ利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。
- 7 事業所は、第 3 項第 3 号に掲げる費用について過分が生じた場合は、精算し、不足が生じた場合は、事業所が負担するものとする。

(入居に際しての留意事項の告知)

第 9 条 事業所は、入居に際して次の各号に掲げる事項を利用者に告知しなければならない。

- (1) 事業所は、利用者が賃借料を支払期日より 1 か月以上滞納したときは、関係者に連絡を取るものであること。
- (2) 故意又は過失を問わず共同生活住居の建物若しくは備品を毀損又は汚損したときは、事業所の公平な判断に基づきその損害を賠償しなくてはならないこと。
- (3) 共同生活住居は、現状のまま居住を目的として使用し、人員の増加、転貸又は鍵を他人に貸してはならないこと。
- (4) 共同生活住居での風紀衛生上好ましくない行為、火災等の危険を引き起こす行為等同居者及び近隣に迷惑をかける行為をしてはならないこと。
- (5) 利用者の都合により共同生活住居を退去するときは、事業所にその 1 か月前までに告知し、入居期間満了と同時に退去すること。この場合において、事業所は、賃借料を日割で清算するものであること。
- (6) 旅行、外出等で不在となるときは、事前に世話人に告知すること。
- (7) 常に身辺及び共同生活住居の清潔に留意しなければならないこと。
- (8) 入居の期間は 1 年 6 か月とし、事情により 6 か月を限度として延長できるものであること。

(退去命令等)

第 10 条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、入居契約を解除し、退去を命じることができる。

- (1) 賃借料の滞納が 2 か月以上続いたとき。
- (2) 1 か月以上不在だったとき。

- (3) 他の入居者、近隣等に対し、危険又は迷惑行為をしたとき。
- (4) 事業所が、共同生活住居での生活が困難であると判断したとき。
- (5) 死亡したとき。

2 利用者は、前項の規定により退去するときは、退去日までに共同生活住居を原状に復さなければならない。この場合において、退去日以後に処分しなければならない物件等があったときは、事業所がこれを処分し、当該処分に係る費用を退去した利用者に請求するものとする。

(継続入居)

第 11 条 利用者は、2か月以上入院するときであっても、希望により共同生活住居への入居を継続することができる。この場合において、利用者は、賃借料及び入居の権利を維持する費用を事業所に支払わなければならない。

(利用者負担額の管理)

第 12 条 事業所は、利用者が受けたサービスに係る月ごとの利用者負担額を算定し、その額を市町村に報告するとともに、利用者、他の指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 職員は、現にサービスを提供している場合において利用者に病状の急変が生じたときその他必要と認められるときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の措置を講じるとともに、その事案について管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定して非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に職員に周知するとともに、非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため責任者を設置する等、必要な整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第 16 条 事業所は、提供したサービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問若しくは共同生活住居の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者又はその家族からの苦情に

関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けたときは、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供したサービスに関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けたときは、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供したサービスに関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問若しくは共同生活住居の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けたときは、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋に可能な限り協力するものとする。

（秘密の保持）

第 17 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制について随時検証整備するものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても、同様とする。
- 3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書によりその利用者又はその家族の同意を得なければならない。

（諸記録の整備）

第 18 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 19 条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。